

柔道整復師受診妨害問題に係る対応について

平成22年8月26日

経営局協同組織課

○ (協) 日本接骨師会及び山形県接骨師会への対応について、経営局協同組織課に対し、昨日(8月25日)全共連自動車部長ほか及び山形県県本部自動車部長(SC長も同席)から具体的な対応状況に関し、以下のとおり報告があった。

1 再発防止のためのJA共済担当者あて通知の発出

全共連自動車部としては、今回の事案で①JA共済側が医師の同意を強要したとの誤解を与えたこと、②また、施術を行っていた柔道整復師からの照会等に対し十分な説明がされずトラブルになったことを受け、JA共済側に手続上の瑕疵があったと認識し、別添「自動車損害調査業務における柔道整復師の施術に関する取扱いの再徹底について」を8月25日付けで発出し、再発防止の徹底を図ったところ。

2 (協) 日本接骨師会への対応

全共連自動車部では、(協) 日本接骨師会に対し、本事案の経過及び再発防止の取組について説明を行うことを予定しており、昨日、日程調整等の連絡をしたとのこと。

3 山形県接骨師会への対応

全共連自動車部による、(協) 日本接骨師会への経過及び再発防止の取組についての説明を受け、山形県本部においても自動車部長と損害調査サービスセンター長が山形県接骨師会への対応を行うこととしている。